

京極町農業委員会総会議事録

(第22回令和7年8月28日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月28日 午後1時30分から1時55分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (1 人) 4 番 横川順行

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 総会諸報告について

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後13時30分

船場会長 これより第22回京極町農業委員会総会を開会いたします。
ようやく気温が下がって作業もしやすくなり、落ち着いて進められるかと思えます。パトロール等あって半日作業になりますけれども、よろしくお願いいたします。

事務局長 本日、4番横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。
出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、7番行天委員、8番堅田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第21回京極町農業委員会総会を、令和7年7月23日に京極町役場議員控室で開催しております。
2、令和7年度京極町農業委員会委員協議会総会を、農業委員会総会終了後に京極町役場議員控室で開催しております。
3、同日、令和7年度山麓地区農業委員会協議会研修会をJAようてい真狩支所他で農業委員、事務局で出席しております。
3、農地法第5条調査を8月26日に小山委員、船場委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
報告第1号については、以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。堅田委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(堅田委員退席)

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和7年8月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者について。貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借人、東京都〇〇、〇〇株式会社〇〇支社、支社長〇〇〇〇。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。転用の目的は、「令和7年度地熱資源ポテンシャル調査のための広域空中物理探査」業務実施におけるヘリコプター基地のための一時転用となります。

次に、5条転用許可の内容について、議案書2ページからの審査表を基にご説明します。

番号1について、〇〇氏宅から旧〇〇宅へ向かう中間の牧草地になります。この農地区分については、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。今回国の依頼を受けた業者が地熱資源調査を行うために、ヘリコプターの発着基地が必要となりました。今回ヘリコプターの下に機器を装着するため、地面が平らで一定の面積と草地でないといけなことから、町有地を含めて検討したが、条件に合致する土地が当該地の他にないため、当該農地を使用することはやむを得ないと判断いたしました。更に、収穫後となります。さらに、他の市町村でも同じヘリコプターの基地として許可されている事例も複数あることから支障はないと思います。また、農地への原状回復が容易であり、農業振興地域整備計画の達成にも支障はないものと考えます。この事業計画は実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断でき

る3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

また、北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可証を交付する取扱いとします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番を小山委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小山委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番について、議案書2ページからの審査表のとおり、8月26日に調査しました。ヘリコプターの発着基地で使用するための農地一時転用です。プレハブなども置くとのことですが、畑に影響は出ないと考えます。また、すぐ畑に戻せるため、問題はないと思います。そのため事務局が説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可相当とすることに問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

事務局長

最初に業者より町に土地の相談がございまして、町有地で探していましたが、一定以上の面積などの要件を満たす場所が見つかりませんでした。丁度よく刈り取りが終わっている当該地があったので、今回申請となりました。最初は喜茂別の土地で作業し、今回の転用許可がされた後にこちらに移るようです。

粥川委員

原状回復できるのであればいいと思います。

議 長

他に質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(堅田委員着席)

議 長

続いて、日程第4、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。酒井委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(酒井委員退席)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書7ページをご覧ください。

日程第4、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。令和7年8月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案2件となっており、新規の利用権の設定の計画が2件です。

それでは、番号1について説明しますので、議案書8ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。倶知安町〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和7年9月8日。終期、令和12年9月7日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号1番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して番号1番を粥川委員より、補足説明をお願いいたします。

粥川委員

平成18年より賃貸しており、5回目の更新です。売買予定は今のところなく、今後も借りていく予定となっています。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番については原案のとおり決定いたしました。

(酒井委員着席)

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、同じく議案書8ページをご覧ください。

番号2。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和7年9月8日。終期、令和12年9月7日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号2番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して番号2番を粥川委員より、補足説明をお願いいたします。

粥川委員 平成12年より賃貸しており、6回目の更新です。借主から打診はしているが、貸主はまだ売らないということでありますので、賃貸となっています。場所については、所有者の家の裏です。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号2番については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第22回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 9月24日（水）午後1時30分